

## 「令和5年7月大雨」又は「令和6年能登半島地震」に係る災害復旧工事における主任技術者及び現場代理人の兼務等の取扱いについて

津幡町では、「令和5年7月大雨」又は「令和6年能登半島地震」（以下、「同災害」という。）からの早期復旧を図るための特例の施工確保対策として、同災害に係る災害復旧工事（以下、「災害復旧工事」という。）に限り、下記のとおり取扱います。ただし、3は災害復旧工事以外も対象とします。

### 記

#### 1. 主任技術者の兼務要件の緩和について

通常の兼務可能な件数は原則2件までとしているが、災害復旧工事を含む場合は3件まで兼務可能とします。

#### 2. 現場代理人の兼務要件の緩和について

##### (1) 工事の契約額について

災害復旧工事については、4,000万円以上の工事でも兼務可能とします。（災害復旧工事の場合は入札公告等に明記します。）

##### (2) 契約額の合計額について

通常の兼務可能な契約合計額は8,000万円未満としているが、災害復旧工事については、契約額の合計に含めないものとします。

##### (3) 兼務可能な件数の上限について

災害復旧工事を含む場合は5件まで（災害復旧工事以外の工事は3件まで）とします。

なお、近接した複数の災害復旧工事について、入札行為を合併し、一つの入札で同一の者に落札させる入札（合併入札（合冊による発注））が行われた場合は、当該入札に係る複数の工事に同一の現場代理人を配置し、一括して1件として数えることができるものとします。

#### 3. 主任（監理）技術者の途中交代について

主任（監理）技術者の工期途中での交代は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等といった真にやむを得ない場合等に限られているが、災害復旧工事により、主任（監理）技術者が職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合等も途中交代を認めることとします。

#### 4. 適用期間

本通知の適用については当面の間とします。

#### ※留意事項

- (1) この特例措置における「災害復旧工事」とは、「令和5年7月大雨」又は「令和6年能登半島地震」に係る災害復旧工事であり、その他の災害復旧工事は通常の工事と同様の取扱いとします。
- (2) 兼務する工事に津幡町発注工事以外が含まれる場合、その発注機関の承認も受けること。
- (3) 本通知に記載した以外の兼務要件等については、通常どおりの取扱いとします。